

宇土市スポーツセンター及び立岡総合グラウンド施設管理業務仕様書

目 次

- 1 施設概要
- 2 施設管理の原則
- 3 プール開園業務
- 4 設備管理業務
 - (1) 電気設備保安点検業務
 - (2) 給排水・衛生設備定期点検保守業務
 - (3) 消防用設備定期点検業務
 - (4) 防火対象物点検業務
- 5 清掃業務
- 6 保安警備業務
- 7 植栽管理業務
- 8 その他

1 施設概要

(1) 名称及び所在地

宇土市スポーツセンター：宇土市花園町523番地2

立岡総合グラウンド：宇城市松橋町古保山584番地

(位置図)



(2) 施設内容

宇土市スポーツセンター

項目	体育館	事務棟等	テニスコート	プール	キャンプ場
1. 面積	建面積 660㎡	建面積 99㎡	2,960㎡	325㎡	
2. 設備	バレーコート1面, バドミントンコート 2面, 卓球台8台	事務所, 倉庫, ト イレ	砂入り人工芝 コート(4面) 夜間照明設備 (4面)	25mプ ール(6コ ース)	大型炊飯棟1 棟, 野外かま ど26箇所 他
3. 完成	昭和45年12月				

立岡総合グラウンド

1. 面積 29,567㎡
トラック 400m
多目的利用(野球2面, ソフトボール4面, サッカー1面)
※陸上競技不可
ゲートボール場(4面及び休憩所1棟)
2. 設備
駐車場 2箇所
トイレ 2棟
水銀灯夜間照明設備 1kw10球×4柱(1面分)
バックネット 4箇所
得点板 2箇所
3. 完成
昭和46年7月

(3) 開館時間・休館日

- ① 開館時間 体育館，テニスコート 午前8時30分～午後10時
グラウンド，テニスコート夜間照明の使用 午後10時まで
 - ② 勤務体制 昼＝8：30～17：15（2名のローテーション）
夜＝17：15～22：00（1名）
 - ③ 休館日 体育館，テニスコート
毎週月曜日（祝祭日の場合は翌日の休みでない日）
年末年始 12月29日～翌年1月3日
- ※プールの開園は7月21日～8月31日（開園中の毎週月曜日も休館日）
9：00～17：00

2 施設管理の原則

宇土市スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の設置の目的及び施設の機能を充分理解の上，創意工夫を加え，より良いスポーツ環境を整え，維持管理することに努めなければならないため，以下のことに留意すること。

- (1) 市民の生涯スポーツの振興と体力の増進を図るための施設として，市民が気軽にスポーツに親しめる場を提供できるよう，利用者に対しては柔軟な対応が必要であるととも，快適な環境の保持に努めること。
- (2) 施設管理業務の重要性を認識し，施設の設置目的である快適なスポーツ・文化環境が実現するため，改良・改善に努力すること。
- (3) スポーツセンターは，市民の共有財産であることを認識し，貴重な市民の税金によって運営管理されている施設であり，維持コストはより徹底した低減を図ること。
- (4) 施設内の清潔な環境を保持するための清掃・整備は，公共財産の保全及び利用者の快適性，安全性に寄与するものであり，スポーツセンターの運営にとっても重要であることを認識して業務に従事すること。

3 プール開園業務

- (1) 設備 25mプール（6コース）
- (2) 業務内容

ア 施設設備の利用提供に関する業務

- ① 開園期間 7月21日～8月31日
- ② 開園時間 9：00～17：00

イ 安全監視業務

① 来場者の安全監視業務

開園中，施設内には来場者の安全を監視するため適正な人数の監視員を配置しなければならない。また，監視業務に携わる監視員は，水泳に自信がある者で，監視員として適正なものであり，消防署等が実施する救急救命講習会（3時間コース以上）の講習を受講したものとする。

なお，これ以外の事項については，熊本県の「プール安全標準指針」を遵守すること。

② 施設の安全維持業務

施設及び設備の安全確認を行い，故障等発見した場合は早急に修繕を行う。

③ 水質管理業務

開園中は薬品が切れないよう濾過機への補充を行うとともに、1日3回は水質検査を行い水質の維持に努めること。

4 設備管理業務

(1) 電気設備保安点検業務

スポーツセンターの電気設備が常に正常に利用できるよう、日頃の点検に努めること。

① 目視による点検業務

スポーツセンターの各施設の電気設備器具は、巡回をして常に正常に作動していることを目視により点検を行なうこと。

② 電気保安点検は年4回行なうこと。

ア 点検項目（グラウンド夜間照明設備）

負荷設備：配電盤，分電盤，屋外配線，屋内配線，接地線，配線器具，照明器具

イ 点検報告書，修繕提案書の提出。

ウ 設備異常時の緊急出動及び結果報告。

③ 必要のない電気はこまめに消灯するなど，電力消費の低減に努めること。

(2) 給排水・衛生設備点検保守業務

水環境の衛生状態を確保するため，給排水に要する設備の点検を行なう。

① プール開園時は水質検査を実施し，良好な水質管理に努める。

プール開園前に濾過機点検（1回）を行う。

水質検査は業者委託で2回実施し（有料），保健所から1回実施されている。

② 水道の出しっぱなしや漏水等は注視し，水道使用量の低減に努めること。

(3) 消防用設備定期点検業務

消防法施行規則及び消防庁告示に基づき，法定点検を行なうものとする。

① 消防用設備の種類

消火器，非常警報設備器具

② 点検の内容

外観目視点検，機能点検

③ 点検回数 年2回（内1回は総合点検とし，消防署へ報告）

(4) 防火対象物点検業務

点検回数 年1回

5 清掃業務

清掃業務は日常の清掃と定期的な清掃を主たる業務とし，施設を良好な環境に維持するとともに建物の保全に努める。

(1) 清掃範囲

スポーツセンター敷地内全域とする。

(2) 作業概要

① 原則として毎日清掃作業を実施する。

② 作業は予約状況を把握して，利用に支障が無い箇所から順次行なう。

(3) 作業内容

① 敷地内全域のごみ収集及び搬出

② 敷地内の除草

③ スポーツセンター内全トイレの清掃及びペーパーの補充

④ その他環境維持のため必要な作業

(4) 清掃従事者

清掃業務の専任者として、週6日8時から12時まで、1名が業務にあたる。

6 保安警備業務

防犯防災面を重視し、閉館時間帯については機械による保安警備を行う。

現委託設置設備 セコム株式会社

7 植栽管理業務

樹木の剪定・刈り込み 必要に応じて実施

病害虫防除 必要に応じて実施

芝刈り・除草 必要に応じて実施

8 その他

(1) 消防計画書の作成

宇土市スポーツセンターの災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止のため、消防法第8条第1項に基づく消防計画書を作成すること。

① 主な内容

- ・防火管理者（資格が必要）、火元責任者の選任
- ・業務従事者の任務分担
- ・防災教育及び訓練の実施
- ・火災・震災時の避難経路図の作成
- ・訓練実施時の消防署への報告
- ・その他計画書作成に伴い消防署等からの指示ある事項

(2) 職員の教育等

指定管理者は、契約開始日から委託業務に支障なく従事できるように、従事者の教育・研修等は事前に行なうこと。